

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9 ~ 17 時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2020 年
(令和 2 年)
3 月 30 日
第 1052 号

《 予 定 表 》

3/31 (火) 一人親方特別労災保険、更新期限日
4/ 1 (水) 財政部会 12:00 ~
4/ 6 (月) 三役会 18:30 ~
4/ 8 (水) 共済会理事会 19:00 ~
4/11 (土) 共済会グランドゴルフ大会
4/13 (月) 無料法律相談 (要予約) 13:00 ~
4/21 (火) 婦人部役員会 13:00 ~

【一人親方特別労災保険】3 月末締めです

対象者へ案内状を郵送済みです。更新する人は 3 月末日までに保険料を払い込んで民商へご連絡ください。

入金・連絡無き場合は自動的に 3 月末で脱退となります。



新型コロナウイルスに関する 経営・金融特別相談窓口

下記の相談窓口にお問い合わせください。

さいたま市産業創造財団：(さいたま市中央区下落合 5-4-3 産業文化センター 4 階)
☎ 048-851-6391 (資金繰りについて) ☎ 048-851-6652 (経営全般について)

日本政策金融公庫 さいたま支店 ☎ 048-643-3711 浦和支店 ☎ 048-822-7171

川越支店 ☎ 049-246-3211 熊谷支店 ☎ 048-521-2731 越谷支店 ☎ 048-964-5561



埼玉県中小企業制度融資（新型コロナウイルス特例）

埼玉県でも、新型コロナウイルスによって売上が減少している中小企業者（個人事業含む）向けに「経営あんしん資金（新型コロナウイルス特例）」の制度融資を設けています。詳しくは裏面をご覧ください。

雇用調整助成金とは……

経済的理由で事業活動を縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的な休業や教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症による特例措置

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の場合に該当する事業主

- ・取引先が感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減って事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。
- ・小学校休校により、大半の労働者が長期休暇を取得し、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。

【助成内容・受給金額】 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）・大企業 1/2 ・中小企業 2/3

※対象労働者 1 人 1 日当たり 8,330 円が上限(令和 2 年 3 月 1 日現在)。※支給限度日数は 1 年間で 100 日。

【支給要件】 ●雇用保険適用事業所の事業主であること。●支給の審査に協力すること。●その他諸要件有。

詳細については、最寄りのハローワークの助成金相談窓口にお尋ねください。



☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

〈世相〉安倍首相は 24 日夜、国際オリンピック委員会のバッハ会長と電話会談。五輪年内開催を見送り、来年夏までの実施を目指す決断。

経営あんしん資金

(新型コロナウイルス特例)

この資金の特徴

- 新型コロナウイルスの影響を受けて、売上高や利益率が減少している方向けの資金です。(今後、減少する見込みの方にもご利用いただけます。)
- 通常の場合よりも要件が緩和されています。(売上高等の確認3か月分→1か月分)(令和2年9月30日受付機関受付分まで)

次のような方が対象です

- 新型コロナウイルスの影響を受けて、最近1か月の売上高等が前年同月と比較して減少している。
- 新型コロナウイルスの影響を受けて、これから売上高等が減少する見込みである。(ただし、申込時において既に今後の売上高等の減少が確実である場合に限ります。)

融資条件

限度額	運転資金 5,000万円
利率	年1.3%以内 令和元年10月1日から令和2年3月31日融資実行分の利率です。(固定金利)
期間・償還方法	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保	原則不要
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.64%以内)

資金使途

運転資金のみ
売上高又は利益率の減少により必要となった資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

✕ 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融資対象者

経営あんしん資金は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分のどちらかに該当する。

区分	融資対象者の条件	備考
① 売上等減少	・新型コロナウイルスの影響を受けて、最近1か月(※1)の売上高、売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比較して減少している。	※1 原則として申込みの月の直近の1か月をいいます。
② 売上等減少見込み	・新型コロナウイルスの影響を受けて、申込月の翌月の売上高、売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比較して減少する見込みであることが、融資申込時において確実である。	

2 信用保証対象業種(※2)を営んでいる。

※2 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。
5 事業に必要な許可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分での写し
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・経営あんしん資金に係る認定書(受付機関が認定) (新型コロナウイルス特例) ①売上高で比較する場合(様式22-3) ②利益率で比較する場合(様式22-4)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、
原則県内に所在する本支店
(日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。)

お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会